

内水面漁業の振興に関する法律案の概要

一 目的

内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって、内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与（第1条）

二 基本理念

内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならない（第2条）

三 国及び地方公共団体の責務、内水面漁業者の努力（第4条～第6条）

四 基本方針等

○農林水産大臣による基本方針の策定（第9条） ○都道府県による施策の総合的かつ計画的な実施に必要な場合の施策の実施に関する計画の策定（第10条）

五 内水面漁業の振興に関する施策

1. 内水面水産資源の生息状況等の調査（第11条）

2. 内水面水産資源の回復に関する施策（第12条～第14条）

○内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等 ○特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等
○内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

3. 内水面における漁場環境の再生に関する施策（第15条～第19条）

○内水面に係る水質・水量の確保 ○森林の整備及び保全 ○内水面水産資源の生育に資する施設の整備 ○自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

4. 内水面漁業の健全な発展に関する施策（第20条～第25条）

○効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成 ○多面的機能の発揮に資する取組への支援等
○人材の育成及び確保 ○商品開発等への取組の支援 ○回遊魚類の増殖への支援等 ○国民の理解と関心の増進

5. 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出（第26条～第34条）

○指定養殖業について農林水産大臣による許可制度の創設 ○届出養殖業について農林水産大臣への届出制度の創設 ○指定養殖業者及び届出養殖業者による実績報告書の農林水産大臣への提出

六 協議会

○共同漁業権者が都道府県知事に協議会の設置を申出 ○都道府県は協議が必要であると認める場合は協議会を設置（第35条第1項・第2項） ○協議会は都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者その他都道府県が必要と認める者で構成（同条第3項）

七 その他

○国の財政上の措置等（第7条） ○連携協力体制の整備（第8条） ○平成二十三年原子力事故による被害等への対策（附則第4条） ○水質汚濁防止法や浄化槽法等による内水面に排出される水に係る規制の在り方についての検討（附則第5条）